●京都府からのお知らせ●

法改正に伴う認定基準(自然災害配慮基準) の追加について 「令和4年2月20日から適用]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅の認 定基準として、自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事 項(自然災害配慮基準)が追加されたため、京都府における自然災害配慮基 準の取扱いを以下のとおり定めましたのでお知らせします。

(対象:京都市、宇治市を除く府内の市町村)

京都府における自然災害配慮基準(新設)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号に基づく自然 災害配慮基準について、京都府内においては、認定を受けて建築をしようとする 住宅が以下の災害リスクが高い区域に含まれる場合は認定不可※とします。

●地すべり防止区域

(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項ウ)

●急傾斜地崩壊危険区域

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項)

●土砂災害特別警戒区域

(土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項)

●災害危険区域

(建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項)

※詳細については京都府の「自然災害配慮基準に関する取り扱い」を参照ください。

<適用について>

自然災害配慮基準は、令和4年2月20日以降に認定申請を行うもの(郵送について は20日以降に到着するもの)について適用されます。認定申請に係る住宅が上記の 区域に含まれないことを事前にご確認の上、申請いただくようお願いいたします。

<区域の確認方法>

- 〇地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の確認
 - 各土木事務所施設保全課の窓口
- 〇土砂災害特別警戒区域

各土木事務所河川砂防課及び府HP(京都府土砂災害警戒情報のホームページ)等

〇災害危険区域

福知山市、舞鶴市のHP等(令和4年2月現在、指定は福知山市と舞鶴市のみ)